

新組織の発足に向けた業務改革（130項目）
の具体的な取組状況について

2006年8月10日

1. 国民サービスの向上 ～「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進～

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-1 お客様の声に対応したサービスの改善				
1	①「長官への手紙・長官へのメール」の実施	16年10月～	着手済 ○平成16年10月から、より利用者の視点に立ったサービスを展開するため、社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁や社会保険事務所における業務やサービスに対するご意見・ご提案を「長官へのメール」や「長官への手紙」として受け付ける仕組みを整備。 ○寄せられたご意見等への対応については、社会保険庁ホームページに定期的に公表。	(平成18年6月末現在) 長官への手紙 508件 長官へのメール 9,166件
2	②国民の声報告体制の整備	16年10月～	着手済 ○平成16年10月から、様々な経路で寄せられるご意見・ご批判を基に、サービスの改善・充実を図るため、「国民の声対応報告制度」を整備。社会保険事務所、地方社会保険事務局、社会保険業務センター及び本庁の窓口にて苦情等対応責任者を設置するとともに、「国民の声対応票」を作成し、苦情処理の進捗状況を管理。 ○平成16年12月、「社会保険庁職員行動規範」の策定にあわせて、全職員に対し、苦情等への対応マニュアルとして、「接遇マニュアル」を配布。	(平成18年6月末現在) 国民の声対応票作成 1,916件
3	③社会保険庁ホームページの充実	16年10月～	着手済 ○社会保険庁ホームページのトップページに「社会保険庁の改革」のコーナーを設け、改革の進捗状況や社会保険新組織の実現に向けた有識者会議及び社会保険事業運営評議会等における議事内容を随時掲載。 ○平成16年12月、全ての地方社会保険事務局にホームページを開設し、管内の社会保険事務所等の案内とともに、出張相談、休日相談・相談時間延長のお知らせ及び社会保険事務所ごとの相談の混雑状況等を掲載。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
4	④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	17年7月～	着手済	<p>○平成17年7月、利用者等の意見を基に、地域の実情に即したサービスの提供を図るため、全国の地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表から成る「サービス改善協議会」を設置。</p> <p>○平成17年度は、各社会保険事務局において概ね3回開催され、社会保険庁改革の動向等について、広く地域の方々に情報提供を行うとともに、提供されるサービスに対する利用者等の意見を基に、サービスの改善・充実に向けた取組に関する意見交換を実施。</p>	
5	⑤定期的な「お客様満足度アンケート」の実施	17年度～	着手済	<p>○第1回調査(平成17年3月)の実施後、平成17年度から、全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査(無記名方式、5段階評価)を実施。</p> <p>○平成17年度に実施した調査の集計結果については、社会保険庁ホームページに公表。</p>	<p>(平成18年1月調査) 配布枚数:51,255枚 回収枚数:44,181枚 回収率:86.2% 全体としての満足度: 年金相談窓口 87% 総合相談窓口等 82% (「やや満足」以上の回答者の割合)</p>
6	⑥民間調査機関による窓口サービス実態調査の実施	18年度～	検討中	<p>○「お客様満足度アンケート」調査の結果を客観的に評価するとともに、利用者から見た社会保険事務所等の窓口施設等の実態を把握するため、民間調査機関による窓口接遇状況等のサービスに関する実態調査について、平成18年度の実施に向け検討を行う。</p> <p>○なお、平成18年度は、原則として47社会保険事務所(各社会保険事務局管内の1事務所)を対象として実施する予定。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
7	⑦各種通知書等に関するモニター調査の実施	18年度～	検討中	○発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施しているが、平成18年度から、消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。	
8	⑧サービス向上を推進するための本庁の体制強化	18年度～	着手済	○平成18年度から、国民の皆様からのご意見・ご要望を事業運営に的確に反映させるための体制を整備。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-2 年金相談体制の充実					
9	①年金相談の時間延長・休日相談の実施	16年度～ 段階的に実施	着手済	○社会保険事務所等において、年金相談の充実を図るため、次の取組を実施。 ・平成16年7月から、昼休み時間帯における年金相談実施を徹底。 ・平成16年12月から、毎週月曜日に相談受付時間を午後7時まで延長。 ・平成17年度から、毎月第2土曜日に休日相談を実施。	
10	②年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止	16年度～	着手済	○年金相談センターについては、平成16年度、17年度において地域のニーズに対応した配置見直しを実施。18年度においても、引き続き見直しを予定。	(平成18年6月末現在) 年金相談センター 63カ所
11	③年金電話相談センターの拡充	16年度～	着手済	○平成16年度において、社会保険事務所等に行かなくても年金相談が可能となるように年金電話相談センターを10カ所から23カ所へ増設。	(平成18年6月末現在) 年金電話相談センター 23カ所
12	④年金相談に関するバリアフリー化の推進	随時	着手済	○平成17年度から、全国の社会保険事務所において、 ① 手すりの設置 ② 障害者用トイレ・スロープの設置 ③ 相談窓口への老眼鏡の備付 を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。 ○併せて、平成17年4月から、耳が不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を実施。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
13	⑤市庁舎等を活用した年金相談事業の検討	17年度～	着手済	<p>○社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎に職員を派遣し、出張相談を実施。</p> <p>○ハローワークの庁舎を活用した出張相談の実施について検討中。</p>	
14	⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	16年度～	着手済	<p>○社会保険事務所来訪者へのサービス向上を図る観点から、全国の社会保険事務所への総合相談室の設置を推進し、全ての社会保険事務所において総合相談室を設置済。(18. 4. 1現在)</p>	全ての社会保険事務所に総合相談室を設置(平成18年4月1日現在)
15	⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	17年度～	着手済	<p>○社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースについては、平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月から180席体制に拡充。</p> <p>○併せて、平成17年10月31日から、中央年金相談室と全国23か所の年金電話相談センターをネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施。</p>	<p>中央年金相談室 電話相談ブース</p> <p>56席(平成16年度末) ↓ 180席(平成18年3月末現在)</p> <p>応答率 20.5%(平成16年度平均) ↓ 77.5%(「ねんきんダイヤル」 実施後の平均)</p> <p>(73.1%(17年11月平均) 91.3%(17年12月平均) 76.8%(18年1月平均) 64.9%(18年2月平均) 81.6%(18年3月平均))</p>
16	⑧年金電話相談センターの集約化及び総合コールセンターの整備	19年度～	—	<p>○社会保険業務センター中央年金相談室及び年金電話相談センターの集約化に当たっては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」における中央年金相談室の移転時期を踏まえ、平成19年度からの順次実施を検討中。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-3 各種通知書類の見直し					
17	①通知書等の見直し及び様式の統一化	~18年度	着手済	<p>○発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施しているが、平成18年度から、消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。</p> <p>○様式及び添付書類については、全国共通の「業務処理マニュアル」の作成作業とともに、平成18年10月から新様式等への統一化を推進。</p> <p>○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、全ての届出の統一化は困難なことから、可能なものについて統一化を図るとともに、市町村からの報告様式の統一化についても検討。</p>	<p>(見直し対象の通知書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者関係33種類(15種類実施済み) ・受給者関係56種類(実施済み)
1-4 年金個人情報の提供の充実					
18	①年金見込額試算の対象年齢引き下げ(55歳以上→50歳以上)	18年3月~	着手済	○平成18年3月20日から、年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55歳以上から50歳以上)を実施。	ホームページでの年金見込額試算の受付件数(18年3月~6月) 50歳~54歳 24,339件 55歳以上 29,737件
19	②裁定請求書の事前送付	17年10月~	着手済	<p>○平成17年10月3日から、以下の事前送付サービスを開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付 ・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付 	<p>(平成17年10月~18年6月までの送付件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「裁定請求書(ターンアラウンド用)」 886,653件 「裁定請求の案内(はがき)」 168,569件 「年金加入期間の確認のご案内(はがき)」 159,429件

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
20	③中間点通知の導入	19年3月～	着手済	○平成16年3月から、年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録の通知を実施。	
21	④ポイント制の導入	20年4月～	—	○35歳到達者に対する年金加入状況通知の導入に向け、平成18年6月よりシステム開発に着手。通知に記載すべき具体的内容等を関係課と調整中。 ○平成20年4月からのポイント制の導入に向けて基本方針を検討中。	
22	⑤インターネットによる年金個人情報即時提供	18年3月～	着手済	○年金加入状況の即時提供については、平成18年3月31日からサービスを開始。年金見込額の即時提供については、今後、実施に向け検討。	IDパスワードの申込み件数 (平成18年3月～6月) 116,135件
1-5 年金相談業務の質の向上					
23	①年金相談員のスキル別研修等の実施	17年10月～	着手済	○平成17年10月、年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を作成。併せて、平成18年度から、社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談担当者のレベル別の研修へ改編を行う予定。	
24	②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	18年3月～	着手済	○民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施。また、ファイナンシャルプランナーに対する研修についても、社労士に対する研修結果の評価を踏まえ、平成18年秋を目途に実施予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-6 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底					
25	①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進	18年3月～	着手済	○平成18年3月から、社会保険業務センター記録管理部に専門チームを設置するとともに、これまで老齢基礎年金の受給要件が確認できなかったために送付を行ってこなかった方についても、58歳到達時に被保険者記録を通知し、本人による記録確認の機会を提供すること等により、年金加入記録の整備を推進。	58歳事前通知に伴う記録整備件数 (平成18年4月～6月) 32,043件
26	②住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理の推進の検討	18年度～	—	○被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、以下の取組を推進。 ①平成18年10月から、年金受給者の現況届の提出を省略。 (平成18年度は、12月生まれの方から対象) ②併せて、34歳到達者情報の入手による未加入者の把握・適用勧奨 (平成18年度中に開始)や、国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更届の省略(平成23年4月～)の実施について、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-7 事務処理の迅速化					
27	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	18年5月～	着手済	<p>○平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表することとし、平成17年度の達成状況については、平成18年5月に公表。</p> <p>○併せて、「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点については、改善に向けた対策を徹底することとしている。</p>	
28	②年金裁定の処理日数の短縮	17年度～	着手済	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。(請求書の事前送付対象者の裁定請求手続は、平成18年1月から開始)</p>	
29	③障害年金の事務処理方法の見直しの検討	17年度～	着手済	<p>○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、事務処理体制の見直しについて検討することとしている。</p> <p>○また、全国的に統一された障害年金に係る裁定業務マニュアルや認定マニュアルを作成し、業務品質の標準化を図ることについても併せて検討中。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-8 事務処理の標準化					
30	①全国統一の業務マニュアルの作成	17年度～	着手済	<p>○申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとしている。</p> <p>○平成17年度は業務マニュアル原案を作成したところであり、平成18年度は早期に第一線の職員等からの意見聴取を行い、マニュアルを整備した上で、職員研修等の実施により徹底を図り、平成18年10月からマニュアルの運用開始を予定。</p>	
31	②業務ノウハウの共有化	18年度～	検討中	<p>○平成18年度から、社会保険庁LAN等の活用により、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報の共有化を検討。</p>	
32	③業務品質の向上を図るための本庁の体制強化	18年度～	着手済	<p>○平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制を整備。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-9 事務処理の効率化					
33	①外部委託のブロック単位への集約化	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約の集約化を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託(平成17年6月～) ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託(平成17年6月～) ・国民年金保険料電話納付督促(平成17年5月～) <p>○また、平成18年度については、北陸地方に加えて、健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都、奈良、和歌山で一括、(平成18年7月～) ・山口、福岡、大分、熊本で一括(平成18年6月～) <p>の計2カ所において、新たに小ブロック化により外部委託契約の集約化を実施。</p> <p>○健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託について、東、西2ブロックに分けて本庁一括で実施。(平成18年6月～)</p>	
34	②入力委託対象届書の拡大	17年度～	着手済	<p>○健保給付関係及び年金給付関係の届書について、平成17年10月以降、15道府県において外部委託のモデル事業を開始。</p> <p>○18年度から全国で外部委託を実施。</p>	
35	③市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討	17年度～	着手済	<p>○現在、市町村における国民年金関係の届書等の電算処理の状況について、報告の取りまとめを行っているところであり、その結果を踏まえ、磁気媒体による具体的な処理方法の在り方及び費用対効果等について検討を進めていくこととしている。</p>	
36	④健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	17年度～	着手済	<p>○平成18年2月に首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対し、電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等に関するアンケート調査を実施。</p> <p>○平成18年度は、アンケート調査の分析を行い、電子申請等の利便性の向上を図るための必要な見直しや広報を実施し、電子申請等の促進を図る。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-1-0 社会保険事務所の配置等の見直し					
37	①人員配置の地域間格差の是正	17年度～	着手済	<p>○業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、17年度は、132人の配置見直しを実施。</p> <p>○平成18年度においても、17年度に引き続き、着実に配置見直しを実施する予定。</p>	
38	②首都圏における事務所の統合・分割等を実施	18年度～	着手済	<p>○平成18年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務局が存在する地域のうち、埼玉県南部、千葉県北西部、東京都多摩地区に3事務所を新設するとともに、東京23区内の3事務所について廃止・統合を行う予定。</p>	
39	③事務所の配置の全国的な見直しの検討・実施	20年度～	—	<p>○平成20年度の新組織発足に併せて、地域間のアンバランスを是正するため、事務所の配置に関する全国的な見直しを順次実施する予定。</p>	
40	④首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	17年10月～	着手済	<p>○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-11 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化					
41	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	着手済	<p>○平成17年度は、レセプトの電子化や民間委託による点検の効率化、点検担当職員の資質向上等について、複数の健保組合からのヒアリングを含め、検討を実施。</p> <p>○今後、政管健保の公法人化に向けて、傷病名入力などのレセプトの電子化の一層の推進による点検業務の効率化、レセプト点検担当職員の実績評価の導入等、新たな点検体制の在り方について、更に具体的な検討を進めることとしている。</p>	
42	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	着手済	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診機関として指定。</p> <p>○また、一般健診対象者についても、平成18年度は約42万人増を見込んでいる。</p>	1,820健診機関 (平成18年4月1日現在)
43	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	着手済	<p>○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認(いわゆる検認)時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施。</p>	
44	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	着手済	<p>○各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>	
45	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	着手済	<p>○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始予定。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
1-12 企業における社会保険事務の支援					
46	①社会保険委員に対するリアルタイムな情報提供	18年度～	検討中	○現在、平成18年度からの実施に向けて、情報提供・情報交換の具体的な方法等について検討中。	
47	②本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	着手済	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。	

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

II. 年金制度の周知徹底 ～保険料を納得して納めていただくための取組を推進～

2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

48	①各種情報提供の効果的・効率的な実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、年金週間(11月)及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p>	
49	②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を実施した。</p>	<p>(平成16年度セミナー実施率) 21.9% ↓ (平成18年度目標) 25%以上</p>
50	③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	<p>○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
51	④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	17年度～	着手済	<p>○平成17年11月に、「総合カタログ」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別パンフ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。</p> <p>○平成18年1月に、先に配布したパイロット版に対するお客さま等からの意見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を各社会保険事務局へ配布。更に平成18年度版を配布し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用している。</p>	
52	⑤年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	検討中	<p>○「年金ネット番組」(社会保険庁ホームページにおいて、年金制度をわかりやすく解説した動画を配信)については、平成18年4月から配信。なお、「キッズページ」については、社会保険制度について、子供にわかりやすく説明したものとなるよう、他省庁の「キッズページ」も参考しつつ、早期に実施することとしている。</p>	
53	⑥「年金被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	—	<p>○平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合カタログ」、「目的別パンフ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。</p>	
54	⑦地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	着手済	<p>○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、実施体制が整った山口、埼玉及び熊本の各事務局において平成18年2月に実施した。</p> <p>○平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。</p>	<p>社会保険大学校においても、国民の年金教育の推進を図るため、公開講座を実施(平成17年2月19日及び平成18年3月4日に実施)</p>
55	⑧大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	着手済	<p>○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。</p>	<p>(平成17年度実施) 宮城(1月実施)</p>
56	⑨文部科学省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底	18年度～	着手済	<p>○文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進					
57	①国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年4月～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、正確な届出が行われているか否かについて確認を促す通知を実施。	
58	②ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手続や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。18年度においては、これらの取組みを全てのハローワークで実施することを推進。	(18年5月末実施状況) ・届出周知用チラシ等配布 574カ所 (18.5末ハローワーク数591カ所) ・説明会における手続周知 240カ所
59	③厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(18年3月末現在) 約12万件について職権適用
60	④満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	着手済	○年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。	
61	⑤任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化	19年4月～	—	○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)について、保険料の納め忘れを防止し、年金受給権の確保を図る観点から、口座振替による保険料納付を原則とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
62	⑥追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。	
63	⑦追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。	

項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
----	------	----	------------------	-------

Ⅲ. 保険料収納率の向上 ～「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進～

3-1 「新たな保険料徴収モデル」の展開

64	①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p>	<p>(免除勧奨の実施) 全額免除割合 25.5% (対前年同期比 +4.5%) ※平成18年3月末現在</p> <p>(強制徴収の実施) ・16年度目標 3万件 (実績 31,497件) ・17年度目標 10万件 (実績 172,440件) ※平成18年3月末現在</p>
65	②首都圏における新規未納者への対策の先行実施	17年10月～	着手済	<p>○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒(東京)及び横浜中社会保険事務所(神奈川)においてモデル実施。</p> <p>①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付(未納解消率 約27%)</p> <p>②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付(未納解消率 約46%)</p> <p>③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付(未納解消率 約72%)</p>	<p>※未納解消率 勧奨状を送付したことにより、未納が解消された割合</p>

3-2 年度別行動計画の策定

66	①年度別行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督励業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p>	
----	-------------	---------	-----	--	--

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
67	②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	17年度～	着手済	<p>○平成18年度の行動計画を各社会保険事務所にて策定。</p> <p>○策定に当たっては、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の必達納付率を新たに設定すること、等について見直しを行った。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-3 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化					
68	①特別国民年金推進員の活用	16年4月～	着手済	○特別国民年金推進員(社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員)について、平成16年度から配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度以後は、国民年金推進員が大幅に増員されたことに伴い、特別国民年金推進員の配置数を見直しており、平成18年度は、249名を配置。	(特別国民年金推進員) 平成16年度 621人 平成17年度 438人 平成18年度 249人 (参考:国民年金推進員) 平成14年度 1,858人 平成15年度 1,948人 平成16年度 2,566人 平成17年度 3,108人 平成18年度 3,334人
69	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件的の予定件数に対し18年3月現在で17万件的の最終催告状を送付したところであり、そのうち2,697件の差押えを執行している。また、18年度については、対象者を35万件的に拡大することを予定している。	(強制徴収の実施件数) 平成15年度:1万件 平成16年度:3万件 平成17年度:17万件 平成18年度:35万件 (予定)
70	③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外) ○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤続給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤続給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
71	④国民年金推進員スーパーバイザーの登用	18年度～	検討中	○国民年金推進員全体の質の向上を図るため、成績優秀な推進員を他の推進員に対する指導・助言・管理等の役割を担うスーパーバイザーとして配置することについて、その具体的役割、配置人数、給与等の検討を行う。	(国民年金推進員の増員) 平成14年度:1,858人 ↓ 平成18年度:3,334人

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-4 保険料を納めやすい環境整備の推進					
72	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。 ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 約589万件(平成17年度) ※347万件(平成16年度) ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約14万件(平成17年度) ※7万件(平成16年度)
73	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約39万人(平成18年3月末現在)
74	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0%(平成16年度末) ↓ 40.2%(平成18年3月末現在)
75	④多段階免除制度の導入	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。	
76	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	18年度～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
77	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充	20年度～	—	<p>○平成20年度からの実施に向けて検討中であり、平成18年度中に各金融機関との事前調整を開始する予定。</p> <p>・口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。</p> <p>・口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図る。</p>	
78	⑦口座振替の自動再開	20年度～	—	<p>○平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報(新聞)等での広報等を実施。</p> <p>・翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、口座振替での前納の有利性を周知し、口座振替の利用勧奨を徹底する。</p>	
79	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	着手済		

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-5 民間委託の推進					
80	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始する予定。</p> <p>○モデル事業終了後、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として実施【平成19年度～】。</p>	<p>(市場化テストモデル事業実施箇所数) 平成17年10月～:5カ所 ↓ 平成18年度:35カ所</p>
81	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	検討中		
82	③「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」に基づく国民年金保険料収納事業の実施	19年度～	—		
83	④電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	着手済		<p>○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</p> <p>○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-6 免除等申請手続の簡素化					
84	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	
85	②法定免除該当者の免除手続の省略	18年度～	—	○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 ○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
86	③学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入	19年4月～	検討中	○学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、次年度以降卒業予定年度まで毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入することとし、具体的な取扱いについて検討中。	
87	④大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入	19年4月～	—	○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-7 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立					
88	①国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。	
89	②市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納等を実施することを可能とする方策の検討	19年4月～	—	○さらに、国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
90	③社会保険制度内の連携	20年4月～	—	○社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士)による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
91	④事業主への保険料納付の勧奨等についての協力依頼	18年度～	—	○従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
92	⑤商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。	
93	⑥国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。 ○今後、他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力依頼を求めていく予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-8 未適用事業所の適用の推進					
94	① 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所(延べ5,773事業所)に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っており、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、引き続き厳正な対応を行う。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
3-9 労働保険との徴収事務の一元化					
95	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	～17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <p>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	
96	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組を実施</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)</p>	18年度～	着手済	<p>○平成18年度から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の事務を実施する予定。</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
IV. 予算執行の無駄の排除					
4-1 不適切な予算執行の排除					
97	①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	16年度～	着手済	○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないと、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、5年間で整理合理化を行うこととしている。	・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立時に、288施設、約1,922億円を出資(今後、25施設を追加出資予定)
98	②年金福祉施設等の整理合理化	17年10月～	着手済		
99	③調達コスト削減目標の設定	17年3月～	着手済	○調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に向けて取り組んでいる。	(平成17年度の調達コスト削減実績) 調達計画額の12%の削減
100	④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	着手済	○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。 ○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者14名に対しても、同日付で厳重注意(文書)の処分を行ったところである。 ○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
4-2 予算執行の透明性の確保					
101	①競争入札及び企画競争の原則化	16年8月～	着手済	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>○調達業務における競争性・透明性を確保するための取組を着実に実施するため、調達に係る目標数値を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>○平成17年度において、所管公益法人等との間で締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次、一般競争入札等に移行することとした。</p>	<p>(平成17年度調達に係る目標達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約件数について、対前年度の38%を削減。(目標20%以上) ・100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合 51%(目標60%以上)
102	②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	着手済	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	
103	③年金事務費への保険料充当の仕組みの恒久化	19年度～	—	<p>○受益と負担の関係の明確化等の観点から、年金事務費の一部に保険料を充てる仕組みを導入することとし、所要の改正規定を平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
104	④保険料財源により実施する事業の範囲の明確化	19年度～	—	○国民のニーズに対応してサービスの確保を図らなければならない年金相談事業や、社会保険オンラインシステムの運用等について具体的に法律に規定することにより、年金保険料を充てる事業の範囲を明確化することとし、所要の改正規定を平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
4-3 新たなチェックシステムの導入					
105	①調達委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところである。</p> <p>○地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>	<p>(調達委員会の開催状況(平成16年10月～18年6月)) ・開催回数 37回</p> <p>(地方社会保険事務局契約審査会の開催状況(17年度)) ・開催回数 延べ594回</p>
106	②予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	着手済	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。その結果、59事項700項目以上に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図ったところである。</p> <p>○本年10月を目途に実施される予定の監査業務のブロック化に向けて、年度前半(5～9月)においては、ブロック担当事務局を中心に各社会保険事務局に設置されている地方社会保険監察官と本庁の会計監査官が合同で実施し、監査のレベルアップを図ることとしている。(6月末までに、ブロック担当事務局3事務局及び隣接する6事務局の計9事務局に対し、会計監査を実施)</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
4-4 予算積算と決算との乖離の是正					
107	①執行結果の予算要求への反映	18年度予算要求～	着手済	○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映。	
4-5 事業コストの管理・分析					
108	①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	17年度～	着手済	○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立っているところである。	
4-6 社会保険新組織にふさわしい特別会計の構築					
109	①政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し	19年度～	—	○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」において、「厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成19年度において、統合するものとする」と規定されており、平成19年度予算要求より対応する予定。 ○なお、政管健保の公法人化に伴う厚生保険特別会計の見直しについては、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第47号)」において必要な措置を講じたところである。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
110	②船員保険特別会計 の労働保険特別会計 への統合	22年度～	—	<p>○船員保険特別会計については、今般成立した行政改革推進法において、平成18年度末までに制度の詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、労働者災害補償保険及び雇用保険に相当する部分については、労働保険特別会計に統合し、その他の部分については、全国健康保険協会その他の公法人に移管することとされた。</p> <p>○船員保険の見直しの基本的な方向については、船員保険関係者の合意を得ているところであるが、制度の詳細については本年4月に船員保険関係者等による「船員保険事業運営懇談会」を設置し、その中で検討。</p> <p>○現在、統合における問題点の洗い出しを行っているところであり、夏以降、それらの問題点もついて整理を行い、平成18年度末までに結論を得る。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
4-7 社会保険オンラインシステムの刷新					
111	①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る	18年度～22年度	着手済	<p>○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表を行った。</p> <p>○今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムの見直しを実施することとしている。</p>	
112	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによりシステム運用経費を削減 ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保 				
113	<ul style="list-style-type: none"> ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 				
114	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保 				

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
V. 個人情報保護の徹底					
115	①ねんきん事業機構における年金個人情報利用・提供に関する規定の整備	20年10月～	-	<p>○年金個人情報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年金事業の運営のため必要な場合 ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合 ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合 <p>以外には、利用・提供できないものとする規定を平成18年3月に国会に提出した「ねんきん事業機構法案」に盛り込んだところ。</p>	
116	②基礎年金番号の法定化	20年10月～	-	<p>○年金を始めとする社会保障制度に関する業務を効率的に実施するため、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項とする旨を、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
VI. 意識改革の徹底					
117	①内部改善提案制度の創設	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p>	(平成18年6月末現在) 改善提案件数 1,377件
118	②職員行動規範の策定及び徹底	16年12月～	着手済	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報の保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>	
119	③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	<p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p>	着手済	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、本庁幹部職員及びブロック担当事務局長を構成員とする「人事評価制度運営会議」を平成18年3月27日に開催し、18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
120	④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	17年6月～	着手済	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年9月以降に実施予定。</p> <p>○平成17年度において、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業とし実績評価を行い、実績に関する長官表彰については、平成18年9月以降実施予定。</p>	<p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等</p>
121	⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	17年4月～	着手済	<p>○本庁と地方庁との人事交流については、平成17年4月からの人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局(161人)から47事務局(183人)に拡大する一方、地方庁職員の本庁配置数を32人(23事務局)から89人(43事務局)に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。</p>	
122	⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	17年10月～	着手済	<p>○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関しては、平成17年10月の人事異動においては2名、18年4月の人事異動においては4名の登用を実施。(18年6月末現在、12名)</p>	
123	⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	17年度～	着手済	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」(平成18年6月末現在、4回開催)の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
124	⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	17年度～	着手済	<p>○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大専校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。</p> <p>○年金相談業務についても、平成18年12月より、同様に通信研修を実施予定。</p>	
125	⑨年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施	18年度～	検討中		

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
VII. 組織内部の改革					
126	①社会保険事業運営評議会の設置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成18年6月末現在、13回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>	
127	②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革等の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、11名の民間出身職員を配置。</p>	
128	③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p> <p>○国年保険料の免除等に関し、多数の不適正な事務処理が判明したことを踏まえ、社会保険事務所及び社会保険事務局における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者等から、本庁が直接受け付ける「法令違反通報窓口」を平成18年6月14日から設置するとともに、同年7月1日から、地方社会保険事務局においても、法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底を図ることとした。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年6月末現在)	参考データ
129	④社会保険事業計画の見直し	17年度～	着手済	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p>	
130	⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	随時	着手済	<p>○年金の給付誤り等については、事象が明らかになった時点で速やかに公表するという基本方針の下、これまでの経験を踏まえ、一定のルールを検討中。</p> <p>○給付誤りの未然防止のための取組を徹底する一方、万一給付誤りが発生した場合、早期発見・早期対応を可能にするため、疑わしい事例や受給者の方からの問合せを収集し、速やかに対応し公表する年金給付のサーベイランス・システムを構築するため、平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を社会保険業務センター内に設置。</p>	<p>「総点検の結果について」(平成17年4月1日公表)以降に公表した給付誤りの件数 4件</p> <p>※ 内容は、庁ホームページに掲載</p>